

2019年11月通常会議 意見書案に対する討論

2019年12月20日

杉浦 智子

日本共産党大津市会議員団を代表して、

[意見書案第26号](#) 公立学校教職員への1年単位の変形労働時間制導入の撤回を求める意見書

[意見書案第27号](#) 選択的夫婦別姓の導入を求める意見書、並びに [意見書案第34号](#) 選択的夫婦別姓導入のための法改正を求める意見書

[意見書案第28号](#) 地域医療構想の再検証要請を撤回し、地域住民の要求に寄り添った地域医療の充実を求める意見書

[意見書案第33号](#) スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書

について、賛成の立場から討論します。

まず、意見書案第26号についてです。

「過労死が増える」「教員を続けられなくなる」という反対の声を押し切り、自公政権は先の臨時国会で、公立学校の教員を「1年単位の変形労働時間制」で働かせることを可能にする「改定公立教員給与特別措置法」いわゆる「改正給特法」を成立させました。

給特法は、1971年、公立教員の給与を4%増額調整する一方で、残業代を不支給とすることを狙い強行された法律です。残業代の支給は、労働基準法37条で定められた長時間労働を防ぐ重要な制度です。その制度を公立教員に限って適用除外したことが、長時間労働の要因の1つとなったことは明らかです。

「1年単位の変形労働時間制」とは、「繁忙期」に1日10時間労働まで可能とし、「閑散期」に労働時間を短縮させて、1年の平均で1日あたり8時間に収める制度です。しかし人間の心身は、「繁忙期」の疲労を「閑散期」で回復できるようなにはなっていません。「一年単位の変形労働時間制」は、人間の生理を考えた「1日8時間労働」の原則を破る労働時間法制の改悪です。日々の労働時間の削減を課題としながら、こうした制度では問題解決にはなりません。

政府は、学期中を「繁忙期」とする代わりに、夏などに教員の休みを増やすから改善になると主張しますが、教員の働き方をさらに悪化させるものでしかありません。例えば現在の退勤定時が午後4時45分なら、それが6時、7時になります。これまで午後4時45分終了をめどに設定されてきた会議が6時、7時まで可能となり、教員はそれから授業準備などを行うことになりかねず、まさに長時間労働を固定化し、助長するものです。

育児や介護との両立も困難になり、今でも少ない生活時間がさらに削られることになります。また学校は、子どもの状況などで臨時的な対応が絶えず求められる職場です。ところがこの制度では、最低でも向こう30日間の日々の労働時間を、その初日の1ヶ月も前に決め、途中での変更が許されません。8割の教員が、こうした制度は「現実的でない」と答えています。勤務時間を超えて働いた分、別の日の勤務時間を減らすという「勤務の割り振り変更」も認められなくなります。現行法では、制度を導入するためには、各職場の過半数の労働者の同意が必要です。しかし今回、各自治体が条例で定めるとされたことから、教員の意思が無視されるおそれがあります。

さらには「一年単位の変形労働時間制」の施行（1994年）の際の通知では、労働時間短縮の観点から、導入の前提として「恒常的な残業がないこと」をあげています。恒常的に法外な残業がある公立学校に、導入の前提はありません。

そして今の学校は、子どもの夏休み期間中も連日のように業務があり、年次有給休暇の消化すらできていないのが現状です。仮に夏の業務が減って休みを集中的に取るようになった場合、今度は学期中に必要な代休や年休等が取れなくなるという問題も起こります。休みを取れるようにする点でも、「一年単位の変形労働時間制導入」には全く道理がありません。

教職員の長時間労働の是正には、授業数に比べあまりに少ない教員の定数増、学校現場の業務改善とあわせて国・自治体からの不要不急の業務を削減すること、労働時間管理の厳格化など抜本的な対策が必要で

よって本意見書案に賛同を求めるものです。

意見書案第 27 号 並びに意見書案第 34 号についてです。

「性暴力やハラスメントを許さない」「女性をモノ扱いしないで」と声を上げる女性や若者たちの運動が起き、勇気を持って声を上げた人たちを孤立させてはいけないと、「#MeToo」、「#WithYou」の波が日本でも広がってきています。性の多様性を認め合い、性的マイノリティへの差別をなくし尊厳を持って生きることを求める運動も、年々大きくなっています。根深い男女差別、ひとり一人の人権が尊重されない日本社会の異常さが次々に吹き出しています。

スイスのシンクタンク、世界経済フォーラム (WEF) が 17 日発表した 2019 年の各国の男女格差 (ジェンダーギャップ) の報告書でも、日本は前年から順位を下げ、153 カ国中 121 位で、過去最低となりました。安倍政権が掲げる女性活躍推進が進んでいないどころか、逆に男女格差が開いている現状が浮き彫りになっています

こうした事態の根底には政府が職場の男女差別や非正規雇用の差別の改善など、平等と女性の地位向上のための法整備や施策に背を向け続けてきたことがあります。

夫婦同姓を法律で義務づけている国は、世界で日本だけです。国連の女性差別撤廃委員会からも、夫婦同姓の義務づけを見直すように、何度も勧告を受けてきました。意見書案にもあるように、国民の世論も選択的夫婦別姓制度導入への賛成が反対を上回るようになっていきます。

政府は国民の声に押され、夫婦の性について、「通称使用」を認めましたが、小手先のもので差別を解決することはできません。

夫婦別姓訴訟弁護団が発表した団長声明で「選択的夫婦別姓の問題は、日本が個々人の『多様性』を尊重する社会であるかという点において一つの試金石」と指摘したように、この問題は、夫婦の性だけに留まるものではありません。ひとり一人の婚姻、家族、性をお互いに尊重する社会であってこそ、個人の尊厳が尊重される社会となり、本当の意味での民主主義の国であることにつながります。

男女平等が当たり前になるために、日本国憲法と女性差別撤廃条約に基づき、あらゆる分野で法制度や支援策の充実を図るとともに、根深い男女の固定的役割分担意識の解消が必要であり、教育、研修、周知・広報を、行政や自治体、教育機関、司法、警察をはじめとする専門機関、マスコミ、地域社会などあらゆる分野、場面で積極的に進めていく必要があります。とりわけ若い世代のなかに男女平等教育を徹底していくべきです。

本意見書案で求めているように、選択的夫婦別姓制度を導入し、法律上の差別を解消していくことが、ジェンダー平等、誰もが自分らしく生きられる社会の実現への近道です。

よって意見書案への賛同を求めます。

次に、意見書案第 28 号についてです。

厚生労働省は「がん治療や救急医療などの実績が少ない」「近隣に同様の診療施設がある」などを理由に、再編・統合が必要と判断される病院名を公表しました。

滋賀県では5つの病院があげられ、大津市内では富士見台の地域医療機能推進機構滋賀、和邇の大津赤十字志賀病院が対象となっています。

今回のリスト公表について、越市長は、本議会の一般質問で「客観的なデータを示したもので公表は必要」との認識を示されましたが

厚生労働省の分析手法は、全国の地域医療構想区域を人口ごとに5つに分類した上で、がんや心筋梗塞、周産期医療等の5事業の診療回数などを比較し、下位3分の1の医療機関の医療機能を「実績が特に少ない」としたもので、あまりに機械的なものです。例えば、大津赤十字志賀病院で見れば、そもそも産婦人科がなく、分娩も扱っておらず、実績が少ないのは当然です。データをとった時期に、病床を改修中で入院を断っていた病院もあるなど、各病院の事情や、地域での貢献度、存在意義をまったく無視した一方的な分析であり、極めてずさんと言わざるを得ません。

リスト公表に、全国知事会、全国市長会、全国町村会は3会長連名のコメントで、「地域の個別事情を踏まえ、全国一律の基準による分析のみで病院名を公表したことは、国民の命と健康を守る最後の砦（とりで）である自治体病院が機械的に再編統合されることにつながりかねず、極めて遺憾」と抗議の声をあげています。

また、名指された病院では、患者さんや関係者から寄せられる不安解消のための対応に追われ、内定を辞退する医師や看護師も出始めている状況です。

厚生労働省は、議論を促すという狙いであったと弁明していますが、住民のいのちと暮らしを守るため、地域医療の確保に奔走してきた病院や自治体関係者の努力を踏みにじるものです。

早急に地域医療構想の再検証要請を撤回するとともに、地域の実情と住民の願いに応えられる地域医療の充実のために取り組みを強めることこそが必要です。

よって、本意見書案への賛同を求めるものです。

次に、意見書案第33号についてです。

国民の命、国土を支える農業に崩壊の危機が広がっています。農業者の減少に拍車がかかり、基幹的農業従事者の42%が70歳以上となり、耕作放棄地の拡大、生産基盤の弱体化によって、食糧自給率は先進諸国で最低の38%へ低下したままです。この事態を打開し、農業の再生へと踏み出すことは、日本社会のまったなしの課題です。

今日の事態は、アメリカ・財界いいに食料の外国依存を深め、農産物輸入を次々に自由化し、国内生産を切り捨ててきた歴代自民党政権の政治に根本原因があります。

とりわけ安倍自公政権は、官邸が主導して、日本の農林漁業と地域経済に壊滅的な打撃を与えるTPPなどの貿易自由化を強行しながら、成長産業化と称して農林漁業の企業化を進めています。TPPに反対した農協と農地の番人である農業委員会のあり方を力尽くで改悪し、企業参入を拒む農地制度を「岩盤規制」と攻撃してその解体を進めました。さらに家族農業を支える戸別農業所得補償制度を廃止し、補助金は大規模化・法人化を条件として、家族農業を疲弊させながら、企業的経営支援を強化しました。これまで農業を支えてきた現場の声に全く耳を貸さず、規制改革推進会議など財界委員の主張を一方的に採用した、「企業が一番活躍しやすい国」づくりの農政版に他なりません。

しかし、一定の土地でどれだけ収穫ができるのかという土地生産性では、大規模経営より小規模経営の方が高く、農業所得率で見ても家族農業が高くなっています。路地野菜、果実、肉用牛の生産

でも同じ傾向です。

農業の再生には、多様な担い手、特に農業生産の98%を支える家族農業を支援し、生産基盤を強化することが必要です。また、家族農業は、環境保全、コミュニティ、地域経済、伝統文化の重要な担い手でもあります。世界では、家族農業を重視するか、企業的経営を重視するかが、鋭い対決を経て家族農業を重視する潮流が大勢を占めつつあります。2014年に国連が呼びかけた「家族農業年」に続いて、今年から「家族農業の十年」が本格的にスタートしました。国連は、「全ての国家に対し、家族農業に関する公共政策を策定し、改善し、そして実施すること」「政府および国際的なまた地域的な機構は、国連家族農業の十年の実施を積極的に支援する」ことを提起しています。

気象条件や国土に左右される農業は、市場原理、競争原理だけでは計れません。農業を基幹産業と位置づけ、家族農業を支援する価格保障や所得補償を行う農政への転換が、緊急に求められています。

本意見書案が求める、農業の生産性を発展させるために、農業従事者が機械メーカーや研究機関、行政機関などと連携し、新たな技術を生産現場に積極的に導入していくことは必要なことと認識しますが、そうしたことが農業の真の発展に資するためには農政の基本的な方向を切り替えていくことが必要です。そのことを指摘して、本意見書案に賛成するものです。